総合法律支援法新旧対照条文

一　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧（行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）による改正後のもの）
別表（第十二条関係） 名称　根拠法 （略）　（略） 日本自転車振興会　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） 日本司法支援センター　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 日本私立学校振興・共済事業団　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （略）　（略）	別表（第十二条関係） 名称　根拠法 （同上）　（同上） 日本自転車振興会　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） （新設） 日本私立学校振興・共済事業団　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （同上）　（同上）

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 ／ 根拠法 （略） ／ （略） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法 日本司法支援センター ／ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 日本司法書士会連合会 ／ 司法書士法 （略） ／ （略） 二　（略）	別表第一　公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 ／ 根拠法 （同上） ／ （同上） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法 （新設） 日本司法書士会連合会 ／ 司法書士法 （同上） ／ （同上） 二　（同上）

三　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第一　公共法人の表（第二条関係） 一　次の表に掲げる法人	別表第一　公共法人の表（第二条関係） 一　次の表に掲げる法人
名称	名称
（略）	（同上）
日本下水道事業団	日本下水道事業団
日本司法支援センター	（新設）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行
（略）	（同上）
二　（略）	二　（同上）

新	旧
根拠法	根拠法
（略）	（同上）
日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	
日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
（略）	（同上）

四　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第二　非課税法人の表（第五条関係）	別表第二　非課税法人の表（第五条関係）
名称	名称
（略）	（同上）
日本下水道事業団	日本下水道事業団
日本司法支援センター	（新設）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行
（略）	（同上）

新	旧
根拠法	根拠法
（略）	（同上）
日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	
日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
（略）	（同上）

五　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第二　非課税法人の表（第四条、第五条関係）	別表第二　非課税法人の表（第四条、第五条関係）
名称	名称
（略）	（同上）
日本下水道事業団	日本下水道事業団
日本司法支援センター	（新設）
日本中央競馬会	日本中央競馬会
（略）	（同上）

新	旧
根拠法	根拠法
（略）	（同上）
日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	
日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
（略）	（同上）

六　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第三（第三条、第六十条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 ／ 根拠法 （略） ／ （略） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法 日本司法支援センター ／ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 日本司法書士会連合会 ／ 司法書士法 （略） ／ （略） 二　（略）	別表第三（第三条、第六十条関係） 一　次の表に掲げる法人 名称 ／ 根拠法 （同上） ／ （同上） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法 （新設） 日本司法書士会連合会 ／ 司法書士法 （同上） ／ （同上） 二　（同上）

七　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（所掌事務） 第四条　総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十二　（略） 十三　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十四　独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 十五～九十九　（略）	（所掌事務） 第四条　（同上） 一～十二　（同上） 十三　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。 十四　独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）及び国立大学法人法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。 十五～九十九　（同上）

八　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
目次 第一章　（略） 第二章　（略） 第三章　本省に置かれる機関 第一節　審議会等（第五条―第七条の二） 第二節～第四節　（略） 第四章　（略） 附則	目次 第一章　（同上） 第二章　（同上） 第三章　本省に置かれる機関 第一節　審議会等（第五条―第七条） 第二節～第四節　（同上） 第四章　（同上） 附則
（所掌事務） 第四条　法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十九　（略） 三十　総合法律支援に関すること。 三十一～四十　（略）	（所掌事務） 第四条　（同上） 一～二十九　（同上） 三十　法律扶助に関すること。 三十一～四十　（同上）
（設置） 第五条　別に法律で定めるところにより法務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 司法試験委員会 検察官適格審査会 中央更生保護審査会 日本司法支援センター評価委員会	（設置） 第五条　（同上） 司法試験委員会 検察官適格審査会 中央更生保護審査会

（日本司法支援センター評価委員会）

第七条の二　日本司法支援センター評価委員会については、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（新設）

九　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第一（第二条関係） 名称 （略） 日本自転車振興会 日本司法支援センター 日本私立学校振興・共済事業団 （略）	別表第一（第二条関係） 名称 （同上） 日本自転車振興会 （新設） 日本私立学校振興・共済事業団 （同上）
根拠法 （略） 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （略）	根拠法 （同上） 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （同上）

十　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表（第二条関係） 名称 ／ 根拠法 （略） ／ （略） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） 日本司法支援センター ／ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） 日本私立学校振興・共済事業団 ／ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （略） ／ （略）	別表（第二条関係） 名称 ／ 根拠法 （同上） ／ （同上） 日本自転車振興会 ／ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号） （新設） ／ 日本私立学校振興・共済事業団 ／ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） （同上） ／ （同上）